

令和5年度 第1回静岡県環境審議会 会議録

日 時	令和5年9月8日（金）午前10時から午前11時19分まで
場 所	県庁本館4階 特別会議室
出席者 職・氏名	<p>委員（敬称略、五十音順）（17名） 荒巻 太枝子、井上 隆夫、今井 佳子、大石 哲司、小野寺 郷子、亀井 暁子、小杉山 晃一、小南 陽亮、齋藤 寛、勝呂 恭正、鈴木 琢磨、谷 幸則、名倉 光子、藤川 格司、牧野 正和、望月 鉄彦、山本 早苗</p> <p>事務局（県側出席者）（18名） 高畑くらし・環境部長、山田くらし・環境部長代理、光信くらし・環境部理事、村松くらし・環境部参事、渡邊くらし・環境部参事、宮崎くらし・環境部参事、伊藤くらし・環境部参事、杉本環境局長、栗田環境局参事、佐藤環境政策課長、深江環境ふれあい課長、上家自然保護課長、松野富士山・南アルプス保全室長、大坪生活環境課長、太田水資源課長、望月盛土対策課長、片山廃棄物リサイクル課長、阿部衛生課技監</p>
議 題	<p>1 審議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣保護区等の指定 ・河川における環境基準の水域類型の見直し <p>2 諮問事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛鷹山自然環境保全地域における保全計画の一部変更 <p>3 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣保護管理部会審議結果 ・温泉部会審議結果
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度第2回静岡県環境審議会 次第 ・座席表 ・静岡県環境審議会 委員一覧 ・静岡県環境審議会 特別委員一覧 ・県側出席者一覧 ・静岡県環境審議会条例 ・審議事項 <ul style="list-style-type: none"> 鳥獣保護区等の指定 【資料 1-1, 1-2, 1-3】 河川における環境基準の水域類型の見直し 【資料 2-1, 2-2】 ・諮問事項 <ul style="list-style-type: none"> 愛鷹山自然環境保全地域における保全計画の一部変更 【資料 3-1, 3-2, 3-3】 ・報告事項 <ul style="list-style-type: none"> 鳥獣保護管理部会審議結果 【資料 4】 温泉部会審議結果 【資料 5】

1 議事

(1) 審議事項

- ・鳥獣保護区等の指定
- ・河川における環境基準の水域類型の見直し

(2) 諮問事項

- ・愛鷹山自然環境保全地域における保全計画の一部変更

(3) 報告事項

- ・鳥獣保護管理部会審議結果
- ・温泉部会審議結果

2 審議内容

(1) 会議成立の確認

委員 20 人中 17 人出席を確認。環境審議会条例第 6 条第 2 項に基づき、会議成立。

(2) 審議事項

- ・鳥獣保護区等の指定

令和 5 年 6 月 2 日付けで知事から諮問のあった「鳥獣保護区等の指定」について、鳥獣保護管理部会長から審議内容の説明後、質疑応答が行われた。

(会長代理) それでは、次第に従いまして議事を進めていきたいと思えます。円滑な議事進行へのご協力を、よろしくお願いいたします。本日は審議事項が 2 件ございます。まず、審議事項として、鳥獣保護区等の指定について審議を行ないます。これにつきましても、審議を鳥獣保護管理部会に付託しておりましたので、部会の審議結果につきましては、鳥獣保護管理部会長のほうからご報告をお願いいたします。

(鳥獣保護管理部会長) それでは、第 1 回環境審議会において鳥獣保護管理部会に付託されました、鳥獣保護区等の指定について、7 月 19 日に開催した部会での審議結果を報告いたします。

資料 1 - 3 のスライドの内容に沿ってお話をします。

部会からの報告は、資料 1 - 1 として配付しております。画面に映っているのは資料 1 - 3 のスライドで、お手元の資料を参考にしてご覧いただければと思います。

それでは説明に入ります。

部会へ付託されました事項は、まず 1 つ目、富士山南鳥獣保護区特別保護地区の再指定。2 つ目としまして、狩猟鳥獣捕獲禁止区域の東山口、西方、小笠山の 3 地区における再指定。3 つ目としまして、井川湖鳥獣保護区の区域変更を伴う期間の更新。以上の 3 点になります。

まず、富士山南鳥獣保護区特別保護区についてです。

当該地区は、富士山南側斜面のおおむね 5 合目以上が区域となり、鳥獣の大規模な生息地となっております。特別保護地区に指定し、地形の改変等の行為を規制することで鳥獣の生息環境を保全しております。

部会では、「特別保護地区の鳥獣の生息状況などの現況調査を行ない、新しい情報を示すべき」との意見がありました。

事務局からは、静岡県レッドデータブックに基づき生息が確認されている希少種が示され、「鳥獣の生息環境は保全されており、生息状況に大きな変化はない」との説明があ

りました。

また、樹木の食害の原因となるニホンジカの適正個体数の管理の状況についても報告がありました。

審議の結果、部会では、「引き続き鳥獣保護区特別保護地区に指定することが適当である」との結論に至りました。

次に、東山口地区、西方地区、小笠山地区の狩猟鳥獣捕獲禁止区域の再指定についてです。

今回諮問された3地区は、もともと鳥獣保護区に指定しておりましたが、イノシシによる農業被害が多いことから、イノシシなどの狩猟を可能とする狩猟鳥獣捕獲禁止区域に指定替えをしております。事務局からは、イノシシの捕獲頭数や農業被害について説明があり、「イノシシによる農業被害はいまだ減少しておらず、引き続き鳥獣の保護と獣害の抑制を図る必要がある」との説明がありました。

審議の結果、部会では、「引き続き狩猟鳥獣捕獲禁止区域に指定することが適当である」との結論に至りました。

次に、井川湖鳥獣保護区の区域変更を伴う期間の更新についてです。

当該地区は、山岳地帯の自然豊かな地区で、希少種の生息も多く確認されております。今回、井川地区におけるニホンジカなどの野生鳥獣の森林・農業被害が多いことから、区域の見直しを行ない、その影響を確認するために、指定期間を通常の10年ではなく5年とするという諮問を受けております。

部会での審議内容ですが、委員からは「5年後の次期更新期に向けて議論が継続される必要がある」。それから「区域面積が2,810haから911haまで、約3分の1と大幅に減少するということも踏まえて、区域を見直したことによる影響を調査し、評価することが必要である」。さらに、「渡り鳥の飛来状況によっては、区域から外れる井川湖の湖面を保護地区にすることも検討すべきである」というような意見が出ました。

それから、今回の井川湖鳥獣保護区が3分の1に減ることで、鳥獣保護区の静岡県全体の面積がその分減ってしまうわけですが、それに対して「県全体の総面積が減少しないように、保護地区の更新や見直しの際には、区域を拡張する余地がないかを議論し進めることが重要である」との意見がありました。

事務局からの説明ですが、「ニホンジカの食害により植生が変化し鳥獣の生息環境にも影響が出ている」。つまり林床が荒らされて鳥の数、種類なども減っているという報告がありました。今後、ニホンジカの個体数管理の推進や鳥獣の生息環境に関する植生変化のモニタリング調査に取り組むこと。井川湖への渡り鳥の飛来数は極めて少ないこと。県内の鳥獣保護区などの総面積について、総面積の減少を抑制できるよう、それぞれのケースについて指定方法や既存の指定区域の見直しを検討していくとの説明がありました。

最終的に、審議の結果、部会では「諮問どおり区域を変更し、存続期間を更新することが適当である」との結論に至りましたが、例外的かもしれませんが、報告にありますように意見をつけてあります。

次期更新期に向けて、今回の区域変更による影響を確認した上で検討を行なえるよう「モニタリング調査などを実施し、次期指定の際には調査結果などを踏まえて検討すること」との付帯意見を付すことにいたしました。
鳥獣保護管理部会からの報告は以上となります。

(会長代理) ありがとうございます。

それでは、ご意見、ご質問等があればお願いいたします。オンラインで参加の方は「挙手」ボタンを押していただければ順番に指名いたします。指名後、ご発言の際はマイクをオンにしてください。

(委員) 1点だけ教えてください。

富士山南鳥獣保護区の特別保護地区を再指定しておりますが、これに関しましては、面積の変更というのは行なわれていないのでしょうか。

特別保護地区というのは、その保護区の中心的位置にあるわけですから、鳥獣の生息状況があまり変わらないとはいえ、やはり管理していく上では面積の増減も必要かと思うのですが、特別保護区の面積を増やすという方向での議論はあるのでしょうか。それとも今後のモニタリングをもって議論しようとしているのでしょうか。このあたりの状況をお聞かせください。

(鳥獣保護管理部会長) 事務局にお願いしていいですか。

(自然保護課長) よろしく申し上げます。

今ご質問、ご意見いただきました件ですが、今回につきましては、まず面積の増減についてはございません。先ほど部会長のほうからご説明いただいたとおり、今後調査等を踏まえて、状況を把握した上で、区域の拡大などの必要性について検討していくことになるかと考えております。

以上になります。

(委員) 賛成です。どうもありがとうございます。

(鳥獣保護管理部会長) 補足いたします。

部会のほうでも、今ご指摘いただいたように、面積の増減というのは話題になりました、「可能であれば見直しの際に面積を増やすような検討をしてほしい」という意見が出たことは付け加えておきたいと思えますし、今回の富士山南につきましては、保護区全体の面積の中での特別保護地区の割合を増やしていくような、そういうゾーニングの変更という意見も出ましたが、県のほうからご説明いただきまして、今回につきましては、このラインのままで継続するという結論になりました。付け加えておきます。

(委員) ありがとうございます。

(会長代理) ほかにご質問、ご意見ございますでしょうか。

特にご意見がないようですので、それではもうこのまま部会の議論どおりにお諮りしたいと思います。

本案件につきましては、部会の報告書の結論どおり、会長から知事宛て答申することとしてご異議ございませんでしょうか。

ご異議のある方は、オンラインの方は「挙手」ボタンでお知らせいただければと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(会長代理) 異議がございませんようですので、それでは先ほどのように決定したいと思います。ありがとうございます。

・河川における環境基準の水域類型の見直しについて

令和5年6月2日付けで知事から諮問のあった「河川における環境基準の水域類型の見直しについて」について、水質部会長から審議内容の説明後、質疑応答が行われた。

(会長代理) 引き続きまして、審議事項として、河川における環境基準の水域類型の見直しについての審議を行ないます。これにつきましては、水質部会長が私ですので、水質部会に付託しておりました部会の審議結果について、私のほうからご報告したいと思います。

資料につきましては、先ほどに続いて、22 ページからの資料2-1、続きまして資料2-2になります。ご説明といたしましては25 ページから始めたいと思います。

25 ページをごらんください。

静岡県環境審議会は、令和5年6月2日付けで、環生第48号にて、静岡県知事から沼川下流水域等5水域における環境基準の水域類型の見直しについて諮問を受けました。

このことに関する検討を静岡県環境審議会から付託された当水質部会は、令和5年7月21日に部会を開催し、審議いたしました。

部会では、5つの水域につきまして、河川における環境基準の水域類型見直しに係る基本方針に基づいて審議をいたしました。

具体的には、常時監視におけるBOD値75%水質値、pH、SS等——これは懸濁物質ですね。SS等の環境基準達成状況の推移、流域市及び河川管理者の意見を確認し、類型の見直しをすべき水域かどうか。また当てはまる類型等について検討いたしました。

それでは、各水域の類型見直し案についてご説明いたします。26ページになります。まず1つ目として、沼川下流水域についてです。

沼川下流水域は、沼川新橋のBOD75%水質値が、16年間「河川C」の環境基準を達成しています。また7年間「河川B」の環境基準を達成しているということになります。

流域の沼津市からの反対意見はなかったものの、富士市からは、干満の影響ですね。「沼川は、この下流域が海の満ち引きの影響を受ける場所があるため、その影響でBOD値が高くなる時間帯があると。また、大腸菌数に関する知見が少なく、上位の環境基準を達成できるか不明確であるため反対する」という旨の意見が提出されたということです。

富士市では、通日調査。これは1日通して数時間おきに調査する結果を基に、満潮時は沼川近傍に位置する岳南排水路の排水が沼川のほうに逆流して沼川の水質に影響を与えているというような結論を出しているということです。

部会では、沼川下流水域の補助点である沼川清勇橋という場所の測定結果等も考慮して議論しました。

年間調査のBOD75%水質値が「河川B」の環境基準を達成しているということから、見直しが適当ということになりました。また、国や他県では、大腸菌群数が環境基準非達成であっても、BODの75%の水質値の環境基準達成状況をもって水域類型の見直しを実施しているということがあります。本県においても同様な方法で見直しを実施するのが適当であるとしました。

したがって、水域類型の見直しを「河川B」とするのが適当であると判断しました。

なお、今回の見直しにより、河川下流の水域が「河川B」、その上流部である沼川上流のほう「河川C」となり、下流のほうが高くてきれいなタイプのほうになるとい

う逆転現象を生じますので、それにつきましては、審議の結果、「4年連続してBOD75%水質値が上位基準を達成している沼川上流の水域については令和5年度の調査結果を踏まえて見直しを検討する」との意見を付けさせていただいております。すなわち、今回、今年度の水質値が上位を上回れば5年連続ということになりますから見直しの対象となるということで、来年度に沼川上流のほうも可能であれば見直しを進めるということになります。

27 ページをごらんください。

興津川下流につきましては、環境基準の浦安橋のBOD75%水質値が、15年連続「河川A」及び「河川AA」の環境基準を達成しているということになります。

流域の静岡市からは、大腸菌数及び大腸菌群数について、「河川AA」の環境基準に適合した実績がない。また河川水質の向上に必須となる下水道処理の復旧が現計画から拡大予定がなく、興津川左岸及び上・中流域では将来も下水道の整備は行なわないことから、現状からの大幅な水質向上が見込めないため見直しに反対する旨の意見が提出されています。

しかしながら、先ほど説明させていただいたとおりに、沼川下流水域と同様な理由で、こちらについてもBOD75%値が上位類型を数年、長い間達成しているということから「見直しを実施するのが適当である」といたしました。

したがって、興津川下流水域については、水域類型の見直しを「河川AA」とするのが適当であると判断いたしました。

続きまして28ページをごらんください。丸子川水域です。

丸子川水域は、環境基準点の「ぺったん橋」のBOD75%水質値が、16年「河川B」の環境基準を達成しています。また、13年間「河川A」の環境基準を達成しています。流域の静岡市からは、先ほどと同様に、大腸菌数及び大腸菌群数については環境基準に連続して適合した実績がないため見直しに反対する旨の意見が提出されていますが、これについても、他の水域と同様な理由で、見直しを実施するのが適当であると判断いたしました。

したがって、水域類型を見直し「河川A」であるとするのが適当であると判断しました。

29ページをごらんください。逆川下流水系についてです。

逆川下流水系は、環境基準点の曙橋のBOD75%水質値が、15年間「河川B」の環境基準を達成しています。

流域市町及び河川管理者からは、水域類型「河川B」への見直しに反対する意見はございませんでした。したがって、水域類型を見直し「河川B」とするのが適当であると判断いたしました。

30ページをごらんください。5つ目の、伊佐地川水域についてです。

この水域の環境基準点の中之谷橋のBOD75%水質値が、こちらも11年間「河川A」の環境基準を達成しています。流域の静岡市からは、大腸菌数について環境基準の達成状況を確認する上でデータの蓄積が不足していると考えられるため見直しに反対する旨の意見が提出されていますが、こちらについても他の水域と同様な理由で「見直しを実施するのが適当である」としました。したがって、伊佐地川水域については、水域類型を見直し「河川A」とするのが適当であると判断しました。

以上の審議の結果、諮問のありました5水域につきまして、諮問どおり上位の水域類

型の見直しが適当であると結論を得たことをご報告いたします。

以上で水質部会の報告を終わりたいと思います。

ただいまの水質部会のご報告について、ご質疑、ご討論をお願いしたいと思います。どなたかございますでしょうか。オンラインの方は「挙手」ボタンを押してください。

(委員) まずちょっとお伺いしたいのは、前回の環境審議会において、第1回で水質部会に付託するという事になって、水質部会でご議論いただいた後、今回我々のほうでもう一度水質部会の回答を受けて議論するという事になっていたと思います。

その後、河川管理者のほうと協議するという流れになっていたかなと記憶しているのですが、お手元の資料の26ページとか27ページ以降ですね。これは河川管理者である市町の方のご意見ももう既に出ていて、一部は反対意見も含まれていると。そのときに、この第2回の審議会のほうで水質部会のご意見をそのまま受け入れて、上位のほうの基準に合致しているという判断をしますと、これは河川管理者の方との協議というのはどうなるのでしょうか。まずそのあたり、議論のスケジュールをちょっとお聞かせいただけないでしょうか。

(生活環境課長) よろしくお願いたします。

今回、水質部会でご審議いただきました。それで、この環境審議会でご了解いただきましたら、今後また改めてその結果を関係市及び河川管理者と調整をして、来年4月の水域類型の見直しに向けて調整を行なっていきたいと思っています。その際には、反対のご意見がございましたので、反対されている市に対しても丁寧に説明した上で、この見直しの方向で今後調整していきたいと考えております。

以上であります。

(委員) 確認ですが、もう一度市町の河川管理者の方と議論する場があるということですよ。前回の45ページの資料にあるような、今後の予定のとおりで進んでいるということですね。

(生活環境課長) そのとおりです。

(委員) はい、ありがとうございます。

それを踏まえまして、例えば26ページの沼川の下流なんですけれども、私自身としては富士市の意見のほうに分があるような気がするんですね。

と申しますのは、やはり絞るべき議論は2点でありまして、1点目は、まず上流を「C」地域にしているのに下流のほうをさらに類型を上げるというのは、ちょっと早いのではないのかと思います。

もう1つは、富士市の指摘のとおりなんですけれども、ここは非常に干満の差が大きいところなんです。私の部屋の学生で、この研究でドクターを取った学生もいるんですけれども、沼川自体はそれほど河川勾配が大きい河川ではないですから、干満の影響をすごく受けると。特に下流域が大きく受けるんですね。そう考えたときに、このBOD値が達成しているからということ、そのまま受け入れていいのかなというのは少し疑問に感じます。

もう1つ付け加えると、今回静岡県のこのBOD値75%というのは、私の記憶が正しければ、12回測定をして上位順に並べて、その9番目の値について数値化していると記憶しております。

こういう沼川のように、ちょっと特殊な環境ですと、確かに他県の状況も踏まえて議論することは大事だと思います。私もそういうことを申し上げてきたんですけれども、

沼川のような特殊な環境というのは、やはりデータの分散値も少し考慮しながら BOD 値というのを決めていく必要があるのではないのかなと感じております。ですから、このような意見が審議会の場合でもあったということ踏まえて河川管理者との次回の協議に反映させていただければと感じております。

私からは以上です。

(会長代理) 事務局から、今の質問に関して何かご意見はありますか。

(生活環境課長) ご質問ありがとうございました。

水質部会においても、この上流、下流の議論というのがまさに出ましたので、このようなご意見を頂戴したところなんですけれども、実態をご説明いたしますと、一般的な河川は上流側のほうがきれいで、それで下流側に流れていくといったイメージでありますけれども、この沼川の場合には、国道 1 号と並行して、東から西、沼津市から富士市のほうに流れておりまして、下流に向かうまでの間に高梁川、赤淵川、滝川など、愛鷹山麓や富士山麓から流下する支川と合流しておりまして、そういったことも BOD 値が、調査した結果下流のほうがよかったというような、そういったことが考えられるということで、いろいろデータを集めた結果、そのような資料をご提供させていただいたところでもあります。

実は先ほど、申し訳ございません。説明がちょっと不足しておりまして、河川管理者は県になりますので、県はこの上位の類型に見直すということにつきましては反対しておりません。賛成しております。ですから、その市と今後、そういった考え方ということをご説明しながら、丁寧に説明して調整してまいりたいと考えております。

以上であります。

(会長代理) 付け加えますと、部会としても、基準点ではない、ほかの場所の水質も拝見しまして、干満の、岳南排水路等の影響がないだろう場所では、かなり水質が安定していて、BOD 値も基準を満たしているということを確認しておりますので、まあ全体を通して、沼川については、岳南排水路の影響はないとして、水質には問題なからうということで、今回類型の見直しを図るということの結論を出しております。

(委員) 承知しました。どうもありがとうございます。

(会長代理) ほかに、どなたかご質疑、ご討論ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。では、委員に重要なご意見をいただきましたが、そのほかのご意見がございませんので、ここでお諮りしたいと思います。

本案件につきましては、水質部会の報告書の結論どおり、会長のほうから知事宛てに答申するというので、ご異議ございませんでしょうか。オンラインの方でご異議がある方は「挙手」ボタンでお知らせください。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(会長代理) では、お諮りしたように決定したいと思います。ありがとうございました。

(3) 諮問事項

- ・愛鷹山自然環境保全地域における保全計画の一部変更

令和5年9月8日付けで知事から諮問のあった「愛鷹山自然環境保全地域における保全計画の一部変更」について、事務局から諮問内容の説明後、質疑応答が行われた。

(会長代理) 続きますのは、愛鷹山自然環境保全地域における保全計画の一部変更につきまして、自然保護課長からご説明をお願いいたします。

(自然保護課長) よろしく申し上げます。

諮問事項の、愛鷹山自然環境保全地域の保全計画の一部変更について説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。

資料は3-1から3-3になります。私からの説明は、資料3-3のスライドにて説明させていただきます。

44 ページをご覧ください。

本日説明いたします内容は、自然環境保全地域の定義、愛鷹山自然環境保全地域の概要、見直しのポイント、今後の予定の4つになります。

まず初めに、自然環境保全地域の定義からご説明いたします。

自然環境保全地域は、自然環境保全法及び都道府県条例に基づき、原生の状態や優れた自然環境を維持している地域を、今後も極力人為を加えずに後世に伝えることを目的として指定する区域になります。

そのため、このような自然環境を維持していくために、開発などの各種行為に対しての規制や保全を図っていく必要がございます。

なお、同じように自然環境を保全する区域としまして自然公園がございますが、自然公園は景観の保全と利活用を目的にしております。ですので、自然環境の保全を主目的とする自然環境保全地域とは性質が異なることになります。

自然環境保全地域には、国が指定します「原生自然環境保全地域」「自然環境保全地域」、そして県が指定します「都道府県自然環境保全地域」がございます。今回は県が指定する自然環境保全地域となります。

46 ページをご覧ください。

こちらは県内の自然環境保全地域を示したものです。本県には、東から、函南原生林、明神峠、愛鷹山、京丸・岩岳山、桶ヶ谷沼、気田川、渋川の7か所の自然環境保全地域がございます。しかしながら、自然環境保全地域は、指定当初から計画の見直しが行なわれておらず、区域線が曖昧になっている箇所や保全すべき自然環境の変化など、計画と実態との乖離が生じている可能性がありますので、現在順次見直しを進めております。

これまでに、桶ヶ谷沼、函南原生林、明神峠の見直しを行なってまいりました。今回は愛鷹山自然環境保全地域を見直すため、区域内の現状を把握し、現状に合った計画とするため見直しを進めました。

自然環境保全地域の保全計画の体系になります。

自然環境保全地域は、各保全地域ごとに自然環境の適正な保全を図るために保全計画を定めております。保全計画では、保全地域内における行為規制を定める規制計画と、保全のための施設を定める事業計画で構成されております。

規制計画では、ある一定の行為を保全地域内で行なう場合に規制するエリアを定め、地域内の自然を保護しております。

一方で、事業計画は、地域内の自然環境を保全するために必要な施設の整備計画を定めてございます。今回の見直しでは、保全地域の区域及び規制計画と施設計画について見直すこととしております。

愛鷹山自然環境保全地域の概要になります。

愛鷹山自然環境保全地域は、昭和 50 年に静岡県自然環境保全条例に基づき区指定いたしました。場所は、愛鷹山を中心とした山岳地域、及び赤淵川、須津川地域一帯の、富士市、沼津市、裾野市、長泉町にまたがる山岳地域で、面積は 3,198ha になります。

愛鷹山山頂一帯は、高齢級のブナやミズナラなどのすぐれた天然林が相当部分を占め、山麓の人工林と一体となったすぐれた自然環境を形成してございます。これらの自然環境の保全を図るために指定された区域となっております。

こちらは、愛鷹山自然環境保全地域の特別地区と普通地区の区域図になります。中央に赤で示した特別地区、その周囲を青で示しているのが普通地区となります。今回、保全計画の見直しに当たり、動植物の生息・生育などの自然環境の調査を実施しましたので、その結果についてご説明します。

48 ページをご覧ください。

普通地区内の植生状況です。写真のとおり、ミズナラなどの広葉樹林や高齢級のスギ・ヒノキの人工林が広がっており、優れた自然環境を形成しております。

特別地区内では、高齢級のブナやダケカンバなどの広葉樹林が確認され、原生の状態を維持した、優れた自然環境を形成しております。

次に、愛鷹山自然環境保全地域で確認された希少な動植物について、ご説明いたします。

県のレッドデータブックに記載されている希少種は、記載のとおり、植物 26 種、魚類 2 種、鳥類 2 種、両生類 6 種、爬虫類 1 種、哺乳類 4 種、昆虫類 1 種を確認いたしました。

続きまして、今回の見直しのポイントになります。

自然環境の適正な保全を図るため、「区域線の変更」「区域の追加」「保全施設計画の変更」の 3 点について変更の必要性を検討いたしました。

まず、区域線の変更につきましては、現指定区域について用地調査などを実施し、現状を反映した区域への修正を検討いたしました。

次に、区域の追加につきましては、自然環境調査の結果を踏まえ、区域の追加が可能かどうかを検討いたしました。

最後に、保全施設計画の変更につきましては、説明板や保全標識などの保全施設の設置状況を調査し、設置場所について検討いたしました。

まず、区域線の変更の検討結果になります。

保全計画書では、区域を林小班界と定義していましたが、管理図面において、林野庁が管理する林小班の位置のずれが生じているということが分かりましたので、林野庁の図面に合わせて修正いたしました。

指定当時には、今のような GIS なども整備されていなかったこともございまして、図面作成にずれが生じていたものと思われまます。

面積につきましても、林野庁で管理している台帳との整合を取った結果、2 ha の増加となりました。

同様に、区域線の変更を行なう箇所が他に 4 か所ございます、52 ページをお開きくだ

さい。こちらが区域線の変更をした位置図になります。5か所が変更になります。

次に、区域の追加になります。

愛鷹山自然環境保全地域の北東の山麓には、既存の普通地区がございます。

既存区域内の自然環境調査に合わせ、隣接地も調査を行ないました。その結果、自然度が高い状態であるため、自然環境の保全が必要な箇所と判断し、普通地区として追加することといたしました。赤い部分が追加箇所になってございます。この追加により、普通地区の面積が100ha増加となります。

こちらが追加箇所の植生状況になります。広葉樹林や人工林など、自然度が高い状況となっております。

54ページをお開きください。

区域線の変更及び区域の追加により、愛鷹山自然環境保全地域の面積は3,198haから3,302haに変更になります。内訳としましては、特別地区が2ha、普通地区が102haの増加となり、全体としましては104haの増加となります。

次に、保全施設計画の変更になります。

愛鷹山自然環境保全地域には、保全地域の概要を周知する説明板と保全地域の区域を示す保全標識が設置されております。こちらの説明板と保全標識について、現地調査などを踏まえて設置箇所の見直しを行ないました。

こちらが、今回の見直しにより新設や廃止について整理した位置図になります。緑が継続、黄色が廃止、赤色が新規となっております。

見直した結果になります。

説明板につきましては、山頂や駐車場などの利用者の多い場所、保全標識につきましては、普通地区と特別地区との境などへの設置が必要と判断いたしました。その結果、説明板は設置場所が重複していたため1基廃止し、山頂などに新たに2基新設する計画といたしました。

また、保全標識は、設置場所が重複していたため1基廃止して、境界などに6基新設する計画といたしました。

56ページをお開きください。

こちらが変更後の設置状況になります。

説明板は、越前岳の山頂と、富士市のひのきの森の駐車場に新設することといたしました。保全標識は、追加区域での新設に加え、富士市側の境界付近に新たに新設することにいたしました。

最後に、今後の予定でございます。

10月に自然公園部会の審議を予定しております。また、11月頃にパブリックコメントを行ない、県民の皆様から広く意見を募る予定でございます。

それらの結果を踏まえ、令和6年1月下旬頃に審議会で答申をいただければと考えております。

以上で愛鷹山自然環境保全地域の保全計画の一部変更について、説明を終わります。

(会長代理) それでは、今のご説明につきまして、ご意見、ご質問等があればお願いいたします。オンライン参加の方は「挙手」ボタンを押していただければ順番に指名いたします。指名された場合にはマイクをオンにしてご発言ください。

(委員) ご説明いただいた保全計画の変更案については、特に意見はなくて、これよろしいかと思うんですが、これから先に、これを例えばパブリックコメント等をやられ

て、また、最終的にはいろいろ情報公開されるのかなと思うんですが、その際に、この希少種ですね。現地調査で確認された希少種に関する情報を、どの程度公開するのか。これは、希少種に関しては、一般に広く公開するに当たっては、ある程度配慮が必要かなと思うのですが、その点について、何かお考えがあれば教えていただきたいと思います。以上です。

(自然保護課長) ご質問ありがとうございます。

希少種につきましては、委員おっしゃるとおり、慎重な伝え方が必要かと思っております。ですので、希少種の位置はもとより、場所の特定につながらないような情報の発信の仕方を考えております。

(委員) もちろん場所がピンポイントで特定されるような公開は当然避けたほうがいいんですが、例えば、この希少種のリストを公開するだけでも分かる人には分かってしまうこともありますので、リストについてもご検討をいただきたいということなんですが、例えば「植物は希少種何種確認された」とか「動物は何種確認された」という、種類数程度で、希少種のリストまでは公開しないということも含めてですね、具体的な種類名まで公開する必要があるかどうかということまで含めて、今後ご検討いただければと思います。以上です。

(自然保護課長) ご意見ありがとうございます。

過去に自然環境保全地域で同じような手続を踏んでおりますので、これまでの扱いと今委員からいただいたご意見も踏まえて検討してまいりたいと考えております。

(委員) ありがとうございます。よろしく申し上げます。

(会長代理) ほかにご意見、ご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

この件につきましては、自然公園の公園計画の変更に関する知識、経験等を有する方々により専門的な知見から詳細な審議を行なう必要があると考えます。つきましては、自然公園部会において、この諮問事項について詳細な検討をお願いすることにしたいと思いますが、いかがでしょうか。異議ある方は「挙手」ボタンでお願いいたします。

(「異議なし」の声あり)

(会長代理) よろしいでしょうか。では、自然公園部会のほうにご検討をお願いすることで決定したいと思います。自然公園部会では、今の委員が出されたご意見を念頭に置きながら整理していただきたいと思いますと考えております。よろしく申し上げます。

なお、その部会で検討された結果につきましては、また改めて本審議会に報告していただき、審議会として答申することといたします。

(4) 部会審議結果等の報告

・鳥獣保護管理部会審議結果

令和5年7月19日に諮問され、鳥獣保護管理部会部会で審議（7月19日）後、答申された、「猟区の維持管理事務の委託」について、温泉部会長から審議結果が報告された後、質疑応答が行われた。

(会長代理) それでは次に、報告事項に移ります。本日は、部会から報告事項が2件ございます。初めに鳥獣保護管理部会の審議結果について報告を求めます。鳥獣保護管理部会長、よろしくお願いいたします。

(鳥獣保護管理部会長) 環境審議会に諮問付託された、猟区の維持管理に関する事務の委託について、審議及び答申結果について報告いたします。

令和5年7月19日に鳥獣保護管理部会を開催し、富士宮市が設置する西富士猟区の維持管理に関する事務を一般社団法人全日本狩猟倶楽部に委託することについて審議いたしました。

事務局からは、全日本狩猟倶楽部の概要や委託される内容などの説明がありました。また、全日本狩猟倶楽部は、昭和38年から西富士猟区の維持管理事務を受託しており、維持管理に関するノウハウを有することや、維持管理の状況は良好であることが説明されました。

部会での審議の結果、猟区の維持管理に関する事務の委託について、妥当であるとの結論となりました。

部会での審議結果について環境審議会に報告し、8月16日に猟区の維持管理について、「適当である」との答申を行なっております。

報告は以上になります。

(会長代理) ご質問等があればお願いいたします。オンライン参加の方は「挙手」ボタンを押していただければ順番に指名します。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。では、今の件は以上といたします。

・温泉部会審議結果

令和5年7月4日に諮問され、温泉部会部会で審議（7月27日）後、答申された、「温泉法に基づく土地掘削及び動力装置の許可申請」について、温泉部会長から審議結果が報告された後、質疑応答が行われた。

続きまして、温泉部会の審議結果について報告を求めます。それでは温泉部会長、よろしくお願ひいたします。

(温泉部会長) よろしくお願ひいたします。

まず、令和5年7月27日に開催いたしました、令和5年度第1回温泉部会の審議結果について、ご報告申し上げます。

お手元の資料5、ページ数では58ページになります。

「温泉部会審議結果（令和5年度第1回）」をごらんください。

諮問事項のうち、温泉法に基づく土地掘削及び動力装置の許可申請に関わる第1号から第6号議案につきましては、審議の結果、「申請のとおり許可することが適当である」という結論をいただきまして、7月28日付けで知事へ答申いたしました。

温泉部会の審議結果は以上でございます。

(会長代理) ありがとうございます。

ただいまの件につきまして、ご質問等ございましたらお願ひいたします。オンラインの参加の方は「挙手」ボタンを押していただければ順番に指名いたします。

ご質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

ご質問ないようなので、今の審議結果については以上といたします。

以上をもちまして、本日予定されておりました議事は終了いたしました。ほかに委員のほうから何かございますでしょうか。

特にならなければ、以上をもちまして本日の議事を終了いたします。ご協力ありがとうございました。

午前11時19分閉会